

銃砲刀剣類所持等取締法に係る処分基準の改定について

1 改定理由

令和6年6月14日に公布された銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、猟銃等を所持許可に係る用途の一部に供していない場合に、当該所持許可について当該一部の用途を減ずる変更を行うことができることとなったため（改正法第11条第5項）、処分基準の改定を行うもの。

2 改定の内容

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定により猟銃若しくは空気銃若しくはクロスボウの所持許可を受けた者が、当該許可に係る用途が二以上である場合であって、その一部に供していないと認めるときは、当該許可を、当該一部の用途が当該許可に係る用途に含まれないものに変更すること。

3 施行日

改定の日から施行する。